#### 福島県ユニバーサルデザイン推進本部設置要綱

(設置)

第1条 年齢、性別、障がいの有無等に関わらず、すべての人が、あらゆるいのちとの共生を自覚しながら、いきいきと暮らし、活動し、社会に参画し、新たな価値を創造し続ける社会の実現を目指し、ユニバーサルデザインの計画的かつ体系的な推進を図るため、福島県ユニバーサルデザイン推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

# (所掌事務)

- 第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事項を所掌する。
  - 一 ふくしまユニバーサルデザイン推進計画の見直し及び同計画に基づく取組みの進行管理に関すること。
  - 二 県民への普及、啓発に関すること。
  - 三 推進体制の整備に関すること。
  - 四 その他ユニバーサルデザインの計画的かつ体系的な推進に関すること。

(組 織)

- 第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 2 本部長は知事をもって充て、副本部長は副知事をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(職 務)

- 第4条 本部長は、推進本部の事務を統括する。
- 2 副本部長は、本部長の事務を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代 理する。
- 3 本部員は、本部長の命を受け、推進本部の事務に従事する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

(幹事会及びワーキンググループ)

- 第6条 推進本部に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、推進本部に付議する事案の調整・検討を行う。
- 3 幹事会に幹事長を置き、幹事長は、生活環境部政策監の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事会員は、別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。
- 5 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。
- 6 幹事長は、必要に応じてワーキンググループを設置することができる。

(庶 務)

第7条 推進本部及び幹事会の庶務は、生活環境部生活環境総室青少年・男女共生 課において処理する。

#### (雑 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関して必要な事項は、本 部長が別に定める。

## 附則

この要綱は、平成14年11月 5日から施行する。 この要綱は、平成15年 4月 1日から施行する。 この要綱は、平成16年 4月 1日から施行する。 この要綱は、平成16年 7月26日から施行する。 この要綱は、平成17年 3月30日から施行する。 この要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。 この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。 この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。 この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。 この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。 この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

## 別表第1

警察本部長、教育長、直轄理事、総務部長、企画調整部長、生活環境部長、保健福祉部長、商工労働部長、農林水産部長、土木部長、会計管理者兼出納局長、企業局長、病院局長、総合安全管理担当理事、文化スポーツ局長、観光交流局長、議会事務局長、監査委員事務局長、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長

#### 別表第2

知事直轄広報課主幹、総務部主幹、企画調整部企画調整課主幹、 文化スポーツ局総括主幹、生活環境部企画主幹、青少年・男女共生課長、 保健福祉部企画主幹、商工労働部企画主幹、観光交流局総括主幹、 農林水産部企画主幹、土木部企画主幹、出納局主幹、企業局主幹、 病院局主幹、議会事務局主幹、教育庁企画主幹、警察本部警務課企画官、 監査委員事務局監査総務課主幹、人事委員会事務局総務審査課主幹、 労働委員会事務局審査調整課主幹